

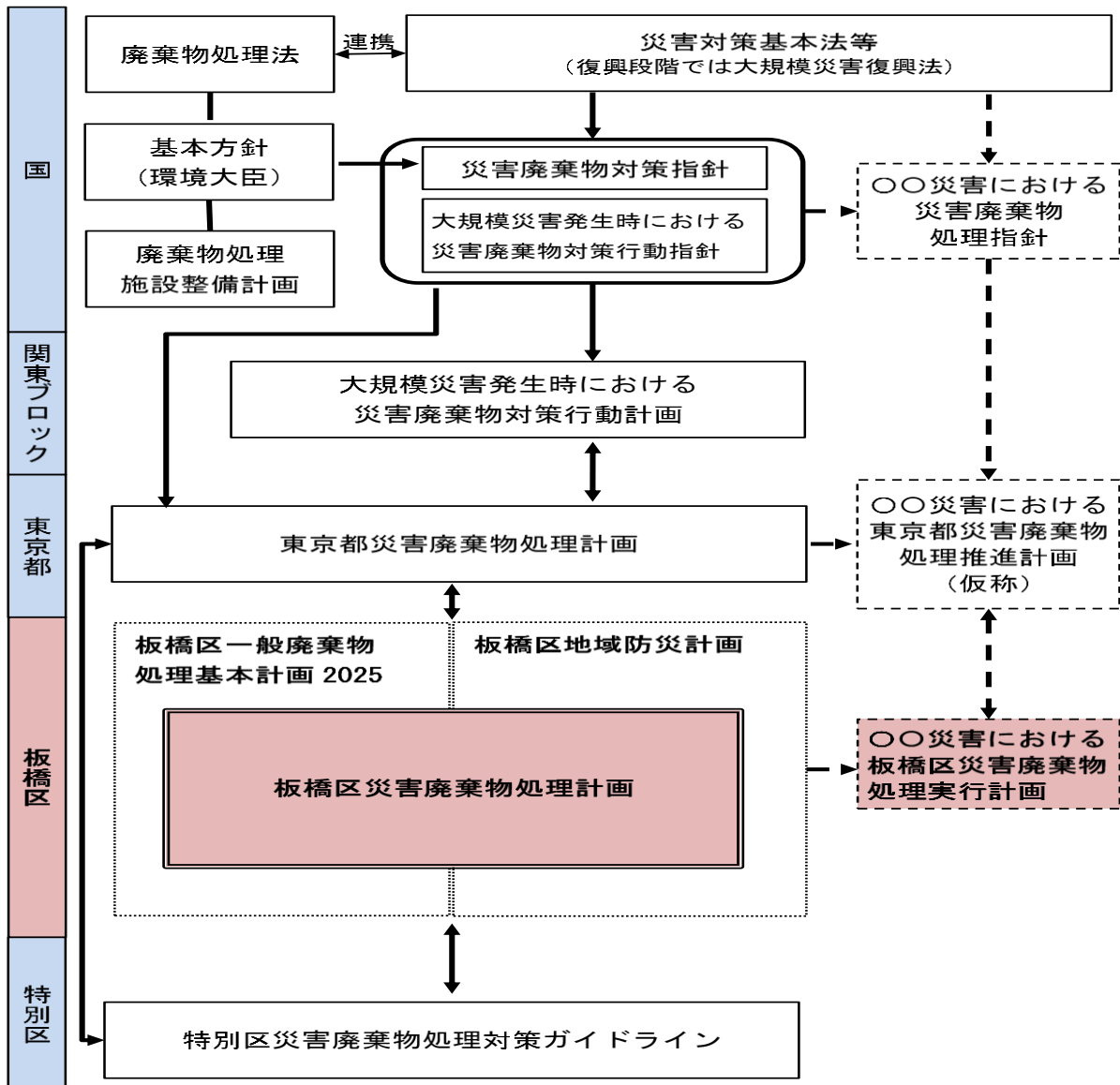
「板橋区災害廃棄物処理計画」の策定について（概要）

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的（本編 P 3～）

板橋区災害廃棄物処理計画は、今後発生が想定される首都直下地震等の大規模地震や大型化する台風などの被災により排出される災害廃棄物について、発災後適切かつ円滑・迅速に処理するため、災害廃棄物の発生から処理・処分までの流れや、災害時の組織体制及び連携・支援・受援体制、仮置場等の環境保全対策などについて基本的事項を定めることを目的としています。

2 施策体系における本計画の位置付け（本編 P 3～）



### 3 計画の対象とする災害と廃棄物（本編 P 5～）

本計画では、地震災害として東京湾北部地震を想定し、水害として荒川氾濫と、石神井川、白子川及び新河岸川氾濫及び内水氾濫を想定します。また、廃棄物の種類としては、一般廃棄物（災害廃棄物、家庭ごみ・し尿及び事業系一般廃棄物）を対象とします。

廃棄物の種類		概要
一般 廃棄物	災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災した住民の排出する生活ごみ（通常生活で排出される生活ごみは除く）</li> <li>避難施設で排出される生活ごみ（避難所ごみ）</li> <li>一部損壊家屋から排出される家財道具（片付けごみ）</li> <li>被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物</li> <li>道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物</li> <li>被災施設の仮設トイレからのし尿</li> <li>被災した事業場からの廃棄物（事業活動に伴う廃棄物は除く）</li> <li>その他、災害に起因する廃棄物※</li> </ul>
	家庭ごみ・し尿	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常生活で排出される生活ごみ</li> <li>通常家庭のし尿</li> </ul>
	事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動に伴う廃棄物（産業廃棄物を除く。）</li> </ul>
産業廃棄物		<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物</li> </ul>

※火山の噴火等の災害から発生する火山灰については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における「廃棄物」には該当しないため、本計画では対象としていません。

### 4 被害想定に基づく災害廃棄物発生量（本編 P 10～）

東京湾北部地震を想定した災害廃棄物（がれき）発生量については下表のとおりです。

建物 種類	被災 区分	棟数 (棟)	がれき発 生量					
			(t)	コンクリ ートがら	木くず	金属 くず	その他 可燃	その他 不燃
木造	全壊	1,460	86,286	40,945	17,675	1,170	3,307	23,190
	半壊	9,874	291,777	138,454	59,767	3,956	11,182	78,417
	焼失	760	17,252	10,164	877	290	164	5,756
非木造	全壊	182	113,404	96,506	578	7,975	1,041	7,303
	半壊	852	265,441	225,889	1,353	18,667	2,438	17,094
合計		13,128	774,160	511,957	80,250	32,059	18,132	131,761

### 5 各主体の役割（本編 P 13～）

区の役割として、本区域内で発生した災害廃棄物について収集・運搬及び仮置場での保管・管理を実施します。

特別区、清掃一組、清掃協議会では平常時と同様な役割分担を行い、国や東京都は災害の状況を踏まえた技術的支援や各種調整を行います。

区民は、災害廃棄物の排出者でもあり被災者でもありますが、災害廃棄物の適正な処理

のために、廃棄物の排出段階での分別の徹底など、早期の復旧・復興に向けて一定の役割を果たす必要があります。

#### 6 災害廃棄物処理の基本方針（本編 P 15～）

SDGs（持続可能な開発目標）の視点も踏まえ、適正処理、再資源化、安全への配慮、迅速な処理及び共同処理等の9つの方針を定めています。

#### 7 災害廃棄物処理の流れ（本編 P 16～）

災害がれき、生活ごみとし尿の発生から処理までの流れ、災害廃棄物種類別の再資源化に関する流れについて、それぞれフローを示しています。

### 第2章 平常時（発災前）の災害廃棄物処理対策（本編 P 19～）

平常時（発災前）の災害廃棄物処理対策として、発災時の組織体制を東京都災害廃棄物処理計画に準じて構築し、庁内関連部署との地域防災計画での分掌事務との連携を示しています。（※組織体制は本編 P 21～24）

区民等への啓発・広報すべき内容として、災害廃棄物の分別・排出のルールや便乗ごみの排出禁止などを整理するとともに、連絡手段については、広報いたばし、区公式ホームページ、避難所への掲示等を想定しました。

仮置場については、地域防災計画での考え方に基づき、区立公園等を基本に選定の考え方を整理しました。（仮置場の基本要件は本編 P 35）必要となる仮置場の面積については、想定する処理年数（1年、1.5年）ごとに、概算を推計しました。

その他にも有害性・危険性のある廃棄物の取扱い（本編 P 43～）や思い出の品・貴重品（本編 P 46）についての考え方も整理しました。

### 第3章 発災時の災害廃棄物処理対策（本編 P 47～）

発災時の災害廃棄物処理対策として、初動期、応急期、復興期と時系列に分け、それぞれの時期で行うべき対策を示しています。

初動期においては、生活環境の悪化を招くことがないように迅速に処理を開始し、応急期では廃棄物処理量等の被害状況等を踏まえて処理フローの見直しを行います。復興期においては、がれきの推計量等の見直しに伴う実行計画の更新や仮置場の原状復旧を進めていきます。

### 第4章 教育・訓練の実施と計画の見直し（本編 P 63～）

セミナー、講演会への参加や発災時を想定した演習などの教育・訓練を実施することで、廃棄物処理の実効性を高めていきます。災害廃棄物処理計画についても、国が定める法令や被害想定の変更等を踏まえ、必要に応じて見直しを進めていきます。

#### 資料編（本編 P 67～）

資料編として、本計画で使用した用語の説明についての用語集と、災害廃棄物の発生量の算出方法及び必要とする仮置場の面積算出方法についての資料を記載しています。

### 今後のスケジュール

令和3年4月22日 計画策定の報告について 資源環境審議会